

森林環境情報誌作成等委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

森林環境情報誌作成等委託業務

(2) 事業の目的

森林の持つ多面的機能や森林環境保全の重要性への理解を深め、広げるとともに、森林・林業に関する県の取組や県の森林環境税の用途についても紹介し、周知を行いながら、県民みんなで森林を守ることの重要性や木材利用が森林環境保全に繋がることへの意識を高め、森林を守る活動への県民の参画及び県の森林環境税への理解を促すことを目的とする。

(3) 事業内容

森林環境情報誌を発行するためのすべての業務を委託します。

- 主な業務は、編集委員会開催、取材・撮影・デザイン版下作成、印刷、配布など。詳しい業務内容は、別添仕様書のとおり。
- 森林環境情報誌等成果物の著作権は県に帰属します。
- 発行は年2回（令和8年度は9月及び1月頃を予定、令和9年度は小学校の長期休み開始日の2週間以上前に各学校へ到着するよう、7月上旬頃及び12月上旬頃に発行すること。）
- 令和8年度は第16号から発行します。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

2 見積限度額

21,528千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※ただし、年度ごとの内訳は次のとおりとする。

令和8年度 11,608千円

令和9年度 9,920千円

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「森林環境情報誌作成等委託業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務

の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。15日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県内に本店を有する者であること。
- (2) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（又は契約締結時までに登録が予定されている）者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 過去10年間に於いて、定期刊行物の制作及び発行の実績がある、又はそれと同等の能力を有していること。

6 説明会

日時：令和8年3月16日（月）14時から1時間程度。
場所：オンライン（Zoom）説明会（開場：13時30分予定）

※説明会へ参加する場合は、令和8年3月12日（木）17時までに別紙様式1を電子メールで提出してください。

<注意事項>

- ・当課ホームページから関係資料を印刷し、手元に用意すること。
- ・2名以上参加される場合も、1アカウントによる参加とすること。
- ・オンライン参加のURLを申し込みのあったメールアドレスに令和8年3月13日（金）までに送信する。期限までに確認できない場合は、電話で問い合わせをすること。
- ・オンライン説明会に参加する場合の表示名は、オンライン参加のURLを送付する際のメールで県から指定された表示名「(例)参加者 No. A-001」を利用すること。指定された表示名と異なる表示名の場合、参加することができない点に留意すること。
- ・森林環境情報誌についての情報や、森林環境税を活用した取組については下のホームページなどを参考とすること。
- ・森林環境情報誌 <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/moririn/>
- ・森林環境税 <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/ken-kankyousei/>

7 質疑と回答

質疑は令和8年3月17日（火）17時までに別紙様式2により持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）又は電子メールで受け付けます。その場合、電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑の内容と回答は林業環境政策課ホームページに掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書に資格要件確認書等を添えて申込みをしてください。申込に当たって提出する書類は次表のとおりです。

【提出書類の様式及び提出部数等】

番号	提出書類の名称	様式番号	規格	提出部数
1	参加申込書	3	A4縦	1部
2	資格要件確認書	4	A4縦	1部
3	法人等概要書	5	A4縦	1部
4	経営状況がわかる書類（決算書等）	—	A4縦	1部
5	入札参加資格登録者名簿への審査申請書の写し※1	—	A4縦	1部
6	都道府県税の納税証明書（写し可）※2	—	A4縦	1部
7	消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）※2	—	A4縦	1部

※1 入札参加資格登録者名簿への登録予定の場合のみ必要。

※2 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている場合は、納税証明書の添付を省略できます。

（1）参加申込書

① 提出方法

持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）又は電子メール

② 提出期限

令和8年3月26日（木）17時（必着）

③ 提出先

下記14のとおり

（2）資格要件の確認

高知県林業振興・環境部林業環境政策課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認を令和8年3月30日（月）までに申込者へ電子メールにて通知します。

（3）資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

- ② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「森林環境情報誌作成等委託業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

10 審査

別途定める「森林環境情報誌作成等委託業務プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、審査委員会終了日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内を目処に、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[\[https://ops-ig.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj\]](https://ops-ig.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

12 日程

令和8年3月6日（金）	募集開始
令和8年3月12日（木）17時	オンライン説明会参加申込締切
令和8年3月16日（月）	オンライン説明会
令和8年3月17日（火）17時	質疑書の提出締切
令和8年3月26日（木）17時	参加申込及び資格確認書類提出〆切
令和8年4月9日（木）17時	企画提案書の提出〆切
令和8年4月中旬～下旬	審査委員会（プレゼンテーション）
令和8年4月中旬～5月上旬	審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却されません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式6により提出してください。

開示・非開示の判断は別紙様式6に基づき行うものではなく、別紙様式6を参

考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

＜高知県情報公開制度＞

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2020081100145/>

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 提出及び問合せ先

高知県林業振興・環境部 林業環境政策課 木の文化 担当者 西野
〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号
TEL : 088-821-4586 FAX : 088-821-4576
MAIL : 030101@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 企画提案書を受け付けた後に同提案書の追加・修正は認めません。
- (4) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。
- (5) 本プロポーザルは、本事業の令和8年度高知県一般会計予算に関して高知県県議会の議決を得ることを条件に実施するものです。提案どおり議決されなかった場合は、本件手続きについて停止等を行うことがあります。